

令和8年5月14日  
防災くらし安心部

報道関係者 各位

自転車に  
乗るなら保険とヘルメット！

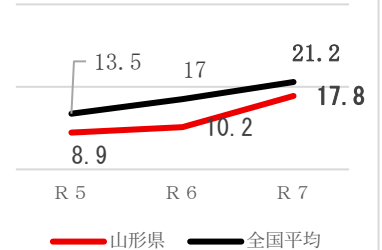
## 自転車の安全利用促進に関する県内一斉街頭啓発活動を実施します

本県では、「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられています。

また、全年齢層の自転車ヘルメット着用については、同条例に加えて令和5年4月1日以降は道路交通法においても努力義務とされていますが、高校生以上の着用率が依然として低い状況にあります。

このため、下記のとおり標記該当啓発活動を実施しますので、取材等について特段のご配慮をお願いいたします。なお、活動時間は、実施場所毎に時間が異なりますので、別添一覧をご確認ください。

自転車ヘルメット着用率調査  
(%、警察庁)



### 記

1. 実施日 令和8年5月21日（木）
2. 場 所 県内12か所（駅周辺）にて実施  
（詳細は、別添一覧をご確認ください。）
3. 参加団体 県、県警察、各地区（地方）交通安全対策協議会、日本損害保険協会東北支部山形損保会、全国労働者共済生活協同組合連合会山形推進本部
4. 実施内容 のぼり旗を掲出し、通勤・通学中の自転車利用者を対象に啓発チラシ等を配布しながら、自転車の安全利用（主に自転車保険への加入と自転車ヘルメットの着用）について呼び掛ける。



昨年度の状況



担 当：防災くらし安心部  
消費生活・地域安全課  
課長補佐（地域安全対策担当） 秋葉 信  
TEL 023-630-2682  
広報監：防災くらし安心部  
次長（兼）危機管理広報監 岩瀬 一